

○浅麓環境施設組合事務分掌規程

昭和 58 年 4 月 6 日

訓令第 1 号

改正 昭和 60 年 2 月 14 日訓令第 1 号
昭和 63 年 2 月 29 日訓令第 1 号
平成 6 年 1 月 28 日訓令第 1 号
平成 19 年 3 月 29 日訓令第 1 号
平成 21 年 9 月 1 日訓令第 2 号
平成 30 年 3 月 15 日訓令第 1 号

浅麓環境施設組合事務分掌規程（昭和 41 年浅麓保健衛生施設組合規則第 13 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規定は、浅麓環境施設組合（以下「組合」という。）を合理的に運営するために組織、職制等について定めるものとする。

（係の設置）

第 2 条 組合に次の係を設置する。

- （1）庶務係
- （2）施設管理係

（事務分掌）

第 3 条 前条に規定する係の事務分掌は、次のとおりとする。

- （1）庶務係

- ア 組合議会事務に関すること
- イ 職員に関すること
- ウ 組合運営に関すること
- エ 予算執行に関すること

- （2）施設管理係

- ア 廃棄物処理計画に関すること
- イ し尿及びごみ処理に関すること
- ウ 一般廃棄物処理業者の指導、監督に関すること
- エ 浅麓汚泥再生処理センターに関すること

（所長等）

第 4 条 所に所長を置く。

- 2 所長は、上司の命を受けて庶務を掌握し、所属職員を監督する。
- 3 所に次長および所長補佐を置くことができる。
- 4 次長および所長補佐は、所長を補佐し事務を処理する。
- 5 所に、主幹および技幹をおくことができる。
- 6 主幹および技幹は、上司の命を受けて専門的業務に従事する。

(係長等)

第5条 係に係長を置く。

2 係長は、上司の命を受けて所務を分掌し、係員を指揮監督する。

3 所に、主査および主任をおくことができる。

4 主査および主任は、上司の命を受けて所務に従事する。

(主事、技師)

第6条 前2条に規定するもののほか、主事及び技師をおく。

2 主事又は技師は、上司の命を受けて事務または技術に従事する。

(出納員及び会計職員)

第7条 法第171条第1項の規定によりその他の会計職員を次のとおりおく。

(1) 出納員

(2) 分任出納員

(3) 現金取扱員

(4) 物品取扱員

第8条 この規定に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は、昭和58年4月11日から施行する。

附 則 (昭和60年2月14日訓令第1号)

この規定は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年2月29日訓令第1号)

この規定は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年1月28日訓令第1号)

この規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年8月28日訓令第3号)

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日訓令第1号)

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月1日訓令第2号)

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月15日訓令第1号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。